

ら多数の意見が諮問に出ております。そうする中で初めて今度は行政当局がその諮問にこたえる形で何が適切かを考える、何が一体できるかを行っていただくが不当の意味での審議会があるのは諮問ではないかとも思います。その中で非常に強引な形で六条の二項、つまり多数決の原理を持ち込むことに關しましては審議会に本会の要からいってもこの審議会に条例は適切ではないというふうに思っております。

以上の五、そのすべてはやはり私は市民の立場あるいは市行政に働く労働者の立場を全く無視した形の条例ではないかと思っております。市民のためにはならない条例であるということを強調しまして、反対の理由と討論したいと思っております。

○議長(森田治男君)

以上で討論を終ります。

これより議案第四十二号について起立により採決いたします。

本会に対してする委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本会には、委員長長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
(賛成者起立)

○議長(森田治男君)

起立多数であります。

よって議案第四十二号は、委員長長の

報告のとおり可決されました。

○議長(森田治男君)

日程第三議案第四十三号 福生市非常勤の特別職の職

員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本会に対しては、総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(総務委員長 井上寅吉君登壇)

○総務委員長(井上寅吉君) 御指名がございましたので、議案第四十三号 福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、委員会における審査の概要について御報告を申し上げます。

なお、本会につきましてもお手元に御配付の審査報告書の朗読につきましてはお省略をさせていただきます。

(議案不審査報告書) 別添参照

理事者の内容の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、先ほどの各事例でも十一月いっぱいには答申をいただきたい。できるだけ答申は予算でやるんだと、予算前まではやりたいという事です。それと十一月いっぱいでは答申をする。しかも十回もやり出すと相当ハードで会長は骨を折ると言うえうれますが、会長の手当も委員と同じ六千円になっていると思えますが、この辺は検討してやらないと気の毒だと思えます。この点、会長の手当については検討をしなければならぬかどうか。また、予算項目をつくらしたため九月予算でもいいが検討してやれないものかとの質問に對しまして、理事者より、会長の報酬を多少上げてもいいのではないかといい事です。いろいろな各事例の中でもほとんども委員と同額となっており。私どももそのような検討はしましたが、当中の場合ほとんども同格でやっております。

指摘はもうともですが、今回は同額という事でぜひお願いをいたしたいと思っておりますとの答弁がなされました。お諮りいたしましたところ賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

何とぞ当委員会の報告とおり御決定くださいますようお願いを申し上げます。そして、審査報告とせていただきます。

○議長(森田治男君) 以上で委員長長の報告は終わりました。

これより委員長長の報告に對する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第四十三号について起立により採決いたします。

本会に對する委員長長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本会には、委員長長の報告のとおり決することと賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(森田治男君) 起立多数であります。よって議案第四十三号は、委員長長の報告のとおり可決されました。

○議長(森田浩男君) 日程第四議案第四十四号 昭和六十年度福生市一般会計補正予算(第一号)を議題といたします。

本席については、総務、建設、厚生、三常任委員会に審査を付託してありますので、各委員長から報告を願います。まず総務委員長井上寅吉君。

(総務委員長 井上寅吉君登壇)

○総務委員長(井上寅吉君) 御指名でございますので、議案第四十四号のうち総務委員会所管分につきまして委員会における審査の概要について御報告を申し上げます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読につきましては省略をさせていただきます。

(議案不審査報告書)別添参照

本席につきましては委員会の冒頭にお諮りして承をいただいておりますので、歳入と歳出に分けて審査することといたしました。

まず歳入全般にあたって理事者より説明を受けた後、質疑に入りまして

が、歳入につきましては委員異議なく、引き続き歳出について理事者の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、全体的にはほとんど補正内容が職員人件費に関するものという点ですが、行車の折に、四月に新規職員の採用という点もあろうかと思っておりますが、こんなに途中で入る動きをしなければならぬものなのか。もっと当初予算當時にあらかじめ見通しをつけておいて、ごく一部だけやるようにしたかどうか。この書類をつくるだけでも大変だと思われ、これに伴う人件費もばかにならないと思われ、これは途中で動かすことによつてどういうメリットがあるのか。この時期に動かすければならぬのか説明を願いたい。

それと市営住宅のカビの工事の問題ですが、完璧になるのならばやむを得ないであろうが、説明では日本の気候的な問題という答弁が本会議でした。質問に対しては、日本の気候的な問題で言うようになりますと、いろいろな材料の改良がされていると思えます。また工法も恐らく家をつくるに当たって皆かびてしまった。日本ではこのような材料はとも売れない。自分で金を出して家をつくる者がかびてしまうようなものをつくるわけがない。定をあげて解

決できるようなものならば全世帯窓をあけてもらえばいい。これを一千円以上の工事費をかけた一〇〇%のクリアができるならばいいが、今度工事をする具体的内容、どのようなカビ工事をするのか伺いたい。

また、現在つくってしまったものは技術的に改善の余地がないかどうか。建物一度建ててしまうと後で改造をしたいことがあっても技術的に不可能なことがあるわけで、それを今回の件は施工した業者は図面を見てやるわけですので責任はないと思いますが、ですから設計段階においてPC工法では結露の問題が生ずることは創製されているわけですから、その辺に設計上の落度があったのか。工事をするについては住民の方々にも大変迷惑もかかると、今後建てるものについては十分研究をされた上で施工をされたいという質問に対して、理事者より、人件費についてはすべて入事あるところに項目がありまして予算の大部分占めておりますが、これは従前より人件費等が変わった場合、直近の議会に提出することになっておりますので、その慣例に従い提出をしたわけです。

また中台住宅の補修の内容は天井と壁工ですが、これにカビが発生して、各戸によってその範囲はまちまちですが、天井、壁工を十分清掃しまして

その後、結露防止剤というの、これを新しい塗工剤を使用して塗りかえたいと思っております。

次に改良の問題ですが、プレハブコンクリートですので大々的な補修は不可能ですが、現在各部屋に自然換気ですが、小さな換気装置があります。これを強制換気に切りかえることは可能ではないかと思っておりますが、各部屋に通すとなると金額的にはかなりの補修費になると考えられます。

それから今後新設する中台住宅についてはいろいろな問題点について十分配慮してまいります。一番目の壁工、天井の塗工剤については十分に今後補修とあわせて研究してまいります。新規に盛り込む設計としてできれば強制換気を設置したいということ。

現在、各建物の両端、つまり部分と北側の部分しか断熱材が使われておりますが、全面的に断熱材を設けていきたいと考えております。さらに十分研究九して新しく設計を進めたいと考えております。また、容積率がありました。なお委員より、カビの程度ですが、クロスが張ってある下からやられているのか、表面だけがカビているのか、その辺について伺いたいとの質問に対し、理事者

より、特にひどいのは天井と壁工のコーナーの所。壁工につきましてもやはり天井のコーナーの所で、それから中へいくにしたがいまして、少しずつ薄くなっていく状態ですとの答弁がなされました。

また委員より、写真を見ただけで現場を見ていないが、あの程度のカビで一千万円もの多額な予算が必要なのか、理事者から答弁を願いたいとの質問に對しまして、理事者より、ただいま中宮住宅の改修の件について御指摘をいただきましたが、私もその辺のところは建設部の方と協議をしました。ただカビはふけばきれいになるという指摘をいただいたわけですが、住人の方々は方々からの苦情、その辺もございまして、今回一千余万円の予算を計上したわけです。

今回はぜひ予算を通していただきましたことで、その後、今御指摘のあったことを含め、できるだけカビが発生しないよう、あるいは住人の方々にくれぐれと十分留意いただくよう、これを今改めて、これから管理について指導すべしと願う形でカビの発生を最大限防ぐという方法の管理をお願いするということ、ぜひ承認をお願いしたいと、このようは答弁がなされました。

お詫言いたしましたところ、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました次第であります。

可とが当委員会の報告とおり御決定くださいますようお願いを申し上げ、審査報告とさせていただきます。

○議長(森田吉男君) 次に建設委員長 木村徳藏君。

(建設委員長 木村徳藏君登壇)

○建設委員長(木村徳藏君) 御指名がございましたので議事次第四十四号の

うち建設委員会所管分につきまして審査報告とさせていただきます。

なお、お手元へ御配付の審査報告書の内容は省略させていただきます。

(議事不審査報告書) 別添参照。

理事者より、当委員会に付託された部分についての内容説明を受けた後、

質疑が入りました。

委員より、人件費については単に頭割りだけでは理解しにくいので前半でも結構だが、定期昇給、給与改正の平均額はどうかという点、伺いたいとの質疑があり、また理事者より、定期昇給の分は前半において一人平均では給料、手

当を合めて六万三千円ほど補正されるものと答弁がありました。

委員より、土木費中緊急道路整備費で新堀橋関係において高欄部分について補正を組んでゐるが、これについて防衛補助でその補助対象とならないのかとの質疑があり、これに対し、理事者より、当初、基地対策事業といたしてその対象になる設計を前提に、なおかつ自然との調和を配慮した設計をしたつもりであるが、却へ占用申請する段階で占用許可条件として自然との調和の中で高欄のアルミの部分に擬定にその条件が出され、その条件については却の方では補助する考えはない。また防衛補助についても折衝した。防衛補助基準に当てはまらないとの答弁の後、理事者より、新堀橋関係について図面により説明がされ、その後、委員より却に對する自然についての要望があり、お諮りいたしましたところ全員異議なく原案とあり可決すべきものと決定した次第であります。

何とが当委員会報告により御決定くださいますようにお願いを申し上げて、審査報告とさせていただきます。

○議長(森田治男君) 次に厚生委員長 赤星行人君。

(厚生委員長 赤星行人君登壇)

○厚生委員長(赤星行人君) おはようございます。御指名によりまして議事第四十四

号のうち厚生委員会所管分につきまして審査概要を御報告申し上げます。

なお、お手元に御配付されております審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議事審査報告書) 別添参照

当委員会に付託された所管分は、総務費中の戸籍住民基本台帳費、民生費、公害対策費を除く衛生費でありまして、各担当の課長より説明を受けた後、質疑に入りました。

その主なものとして、福祉会館の備品購入費として電気健康器、電気あんこ器、テレビのほか利用者の希望はあったが、また、かざ等が傷んでゐるが、今後の対応を伺いたいの質疑に対し、福祉会館の備品購入については社会福祉協議会とも相談し利用者の意見も聞いたが、カラオケセットについて持て希望が強くあった。

かざについては五十九年度で外装工事は終わったが、内部の窓のかざも古くなり

傷んでゐるので今後検討したいとの答弁がありました。

また学童保育委託料の関係で、学童保育に入れないう児童がゐるというのとだが、何人ぐらゐるのか。過去にやうした例があつたのかとの質疑に対して、これは多く残つてゐる現状で具体的に何人ぐらゐるかは、たんぽぽクラブ三名、福祉社会館十二名、あめのまクラブ十五名、田園会館で八名となつてゐる。わかざり社会館は定員の半分に満たないという状況である。こゝ保留の内容は保護者の勤務状況によつて三時とか四時に帰宅できるといふ方をもつて全員が保育の条件に該当するということとは言えないわけである。

今後の対策としては現在四十名でやつてゐるが、出席率は六五%程度であり、四十五名で対応してゐる。過去はこれほどでなかつたが、今年度に限つてこゝのような状態であるとの答弁があり、根本的な対策を十分検討願ふ旨の意見がありました。

また福祉社会館議会及び老人作業所の入件費の補正ということだが、当初の予算でこゝしたものは見込めなかつたのかとの問いに対して、一般会計の入件費関係については昭和五十九年度の給与改定分として一〇三四を見て計上した

が福祉社会館議会の職員も市に準ずるといふことで市が実施した後三月に計上してゐた経過がある。六十年度分については当初で三%を計上したが、三月分の改定分については予算編成の十月でまだわからなかつたので計上してゐなかつたのであるとの答弁がありました。

以上のような質問の後、お諮りいたしましたところ全員異議なく原案とあり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ、当委員長の報告とあり御決定くださいますようお願い申し上げます。審直報告いたします。

○議長(森田治男君) 以上で各委員長報告は終わりました。これより各委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 以上で質疑を終つております。

これより議事第四十四号について起立により採決いたします。

本安本に対する各委員長報告は可決であります。

お諮りいたします。

本会には、各委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(森田治男君) 起立多数であります。よつて議案第四十四号は、各委員長報告のとおり可決されました。

○議長(森田治男君) 日程第五議案第四十五号昭和六十年度福生市老人保健医療特別会計補正予算(第一号)を議題といたします。

本会にはつては、厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(厚生委員長 赤星行人君登壇)

○厚生委員長(赤星行人君) 御指名がございましたので議案第四十五号につきまして委員会における審査概要を御報告申し上げます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

本補正予算は昭和五十九年度の精算分の補正で、歳入において繰越金が四百五十二万八千円。歳出において同額の繰越金と歳入の補正である旨の説明が理事者側よりあり、続いて質疑に入りましてところ、全員異議なく本会

は原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とが当委員会報告とおり御決定くださいますようお願い申し上げます。審査報告といたします。

○議長(森田治男君) 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第四十五号について採決いたします。

本会にはつては、委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本会には、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 御異議なしと認めます。よつて議案第四十五号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長(森田治男君) これより十一時まで休憩いたします。
午前十時四十七分 休憩

午前十一時

開議

○議長(森田治男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第六 議案第四十六号 昭和六十年度福生市下水道事業会計補正予算(第一号)を議題といたします。

本会に付すは、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(建設委員長 木村徳藏君登壇)

○建設委員長(木村徳藏君) 御指名がござりましたので、議案第四十六号につきまして審査報告を申し上げます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略をしております。

(議案不審査報告書) 別添参照

理事者より、今回の補正は歳出のみ、補正であり、事業費中西住宅地区周辺排水路新設工事負担金で職員人件費の増に伴う負担金の増額補正及び予備費であつたと同額の減額補正であるとの説明の後、お諮りいたしましたところ、全議員異議なく原案のとおり可決するものと決定した次第であります。

何とぞ委員会報告のとおり御決定くださいますようお願いを申し上げます。
して、審査報告とさせていただきます。

○議長(森田治男君) 以上で委員長の報告は終了いたしました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 以上で質疑を終ります。

これより議案第四十六号について採決いたします。

本会に付する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本委員は、委員長長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君)

御異議なしと認めます。よつて議案第四十六号は、委員長長の報告のとおり可決されました。

○議長(森田治男君) 日程第七議案第六十三号市道路線の廃止について議題といたします。

本委員は、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(建設委員長 木村徳藏君登壇)

○建設委員長(木村徳藏君) 御指名がございましたので議案第六十三号につきまして審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

本件は、審査に入る前に現地視察を行い現状を十分把握した後、審査に入りました。

今回、廃止しようとする路線は市道武蔵野台三十四号線であり、福生病院東側の段丘状、第二市営住宅の北側に位置し、起点を武蔵野台二丁目一番地先とし、終点を市道武蔵野台三十三号線と接する武蔵野台二丁目三番地先とした幅員四メートル、延長三十八メートルの道路であり、この道路は福生第三市営住宅一戸建て住宅を三階建ての集合住宅建てかえにより道路部を含む建物の下に埋め一般交通の用に供する必要がなくなったため、道路法第十條第一項の規定に基づき廃止するものであるとの説明がありました後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ委員会報告どおり御決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(森田治男君)

以上で委員長長の報告は終わりました。

これより委員長長の報告に対する質疑を行います。